

7 特定空き家等および不良空き家除却

補助内容

空き家の除却に要する費用の一部

対象住宅

- 次の全てを満たす建築物
- ①木造または軽量鉄骨である
- ②半分以上が住宅として使用されていた
- ③構造が腐ったり朽ちたり、または破損したりするなどにより、著しく危険性があるものと市が判定した

補助対象工事

対象住宅を除去し、敷地を更地にする工事であって、解体工事業者に請け負わせるもの

補助金額（上限）

補助対象費用の5分の4（50万円）

その他

対象住宅となるか判定するため、申請の前に事前判定申請書を提出してください。

8 大竹市空き家バンク

空き家を売りたい・貸したい所有者などの申し込みに基づき、空き家の情報をホームページなどで提供する制度です。

登録対象物件

- ①市内にある戸建ての住宅で常時無人の状態にある
- ②空き家の老朽化が著しくない

③宅地建物取引業者が介入していない

その他

空き家バンクへの登録方法は、都市計画課に連絡、または市ホームページで確認できます。現在登録されている空き家はありません。

6 ブロック塀等除却

補助内容

道路に面するブロック塀などの除却費用の一部

対象ブロック塀

- 市内小・中学校の通学路や緊急輸送道路に面するもの
- 道路面からの高さが1メートル以上のもの
- 倒壊の恐れのあるもの

補助金額（上限）

工事費用の3分の2（15万円）

5 住宅リフォーム

補助内容

居住環境の向上や定住促進を目的にした住宅のリフォーム工事費用の一部

対象工事

- 次の①から⑤に該当する30万円以上となるもの
- ①バリアフリー化工事
- ②断熱性能向上工事
- ③省エネ性能向上工事
- ④防災・防犯対策工事
- ⑤長寿命化工事

補助金額（上限）

- 補助対象費用の10分の1
- ①住宅リフォーム 25万円
- ②耐震住宅リフォーム 50万円
- ③空き家住宅リフォーム 50万円

3 がけ地近接等危険住宅移転

※次年度に行う事業の受け付けです

補助内容

災害危険区域・土砂災害特別警戒区域から移転する費用の一部

対象住宅

- 災害危険区域・土砂災害特別警戒区域に存在する住宅
- 移転勧告、是正勧告、避難指示、避難勧告などを6カ月継続して受けた住宅

補助金額（上限）

危険住宅の除却費用 97万5千円
危険住宅に代わる住宅の建設または購入および改修に要する資金を金融機関などから借り入れた場合の当該借入額子額（建物・土地・敷地造成それぞれで上限は異なります）

4 建築物土砂災害対策改修

補助内容

土砂災害特別警戒区域内（以下「特別警戒区域」という）に建築され、要件を満たす建築物の改修費用の一部
※特別警戒区域は広島県のホームページで確認できます。

補助条件

- 次の要件を全て満たすもの
- ①年度内に完了する改修工事
- ②居室のある建築物
- ③特別警戒区域内の建築物
- ④土砂災害に対して安全な構造となる改修工事（建築基準法施行令第80条の3の規定に適合する構造）

補助金額（上限）

対象となる工事費用の23%（77万2千円）

1～7 共通事項

1～7の事業は、交付決定通知を受け取った後に契約手続きを行ってください。

詳しい条件などは市ホームページ、または都市計画課で確認してください。

申し込み 6月2日(月)から

1 木造住宅耐震診断

補助内容

住宅の耐震診断費用の一部

対象住宅

昭和56年5月31日以前に建てられた市内の木造住宅

補助金額（上限）

耐震診断費用 3万円

補助条件

市に登録した耐震診断資格者が診断するもの

2 木造住宅耐震化促進

補助内容

住宅の耐震改修・建て替え・除却・耐震シェルターなど設置費用の一部

対象住宅

昭和56年5月31日以前に建てられた市内の木造住宅

補助金額（上限）

居住誘導区域内	115万円
居住誘導区域外	57万5千円
現地建替え費用	115万円
除却費用	97万8600円
段階的耐震改修	30万円
耐震シェルター等設置	12万5千円

安全・安心なまちと暮らしの住まいの

補助額アップや新たな制度も追加に補助制度

問い合わせ
都市計画課 ☎59-2168

空き家対策に制度の拡充

特定空き家というのは、そのまま放置すれば倒壊や保安上危険な空き家のことで、市が認定します。その後、所有者を特定し、解体などの対策をお願いします。令和6年度は2件が補助制度を利用しています。今年度は、さらに推進するために、補助金を増額し、特定空き家に加えて、その一歩手前の危険な空き家（不良空き家）も対象にして、制度の拡充を図りました。危険な空き家を放置したままだと、近隣への影響があったり、重大な事故につながったりすることが考えられます。不明な点は、都市計画課にご相談ください。
実本光洋（都市計画課主幹兼建築住宅係長）談

